

令和 4 年度七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証運行事業（案）

1 実施期間

令和 5 年 1 月から令和 5 年 3 月までの 3 箇月間

2 対象者

70 歳以上の免許を保有していない町民：3, 250 人を想定

【 算出根拠 】

70 歳以上の町民全体：7, 559 人（令和 4 年 9 月末時点）

- 65 歳以上で免許を保有：5, 496 人（令和 3 年 12 月時点）
- 65 歳以上の人口：9, 704 人（令和 3 年 12 月時点）
- 65 歳以上で免許を非保有：4, 208 人（約 43%）
- 70 歳以上の人口：7, 559 人（令和 4 年 9 月末時点）
- 70 歳で免許を非保有：3, 250 人（約 43%）※推計値

3 利用方法等

町から助成券の交付を受けた町民が、町内に本社を有する交通事業者のハイヤー及びタクシー利用の際に、当該助成券をドライバーに手交することで、利用料金から 500 円が割引となる。（1 人 1 回の使用で 1 枚のみ使用可）

1 人当たりの費用：500 円 × 8 回 × 3 箇月 = 12, 000 円

※ 1 人当たり月に 8 回（4 往復）の利用を想定している。

【 回数算定根拠 】

七飯町の公共交通をより良くするためのアンケートにおいては、自家用車がない方は買い物と通院の際の移動手段に最も困る、という結果であった。

また、ハイヤーの利用状況から、目的地は町内の 1 から 2 メーター程度で行けるスーパーや病院が多く、買い物と通院を合わせて週に 1 回以上の利用が多いことがわかったため、当該実証実験における利用回数を月に 8 回（4 往復）と設定した。

4 申請方法

免許非保有者については特定できないことから、70 歳以上の全ての町民に当該事業周知文及び申請書を配付する。

なお、周知文には、対象者が 70 歳以上の免許を保有していない町民であることに加え、申請者本人のみ使用することができること等を記載する。